

## 3.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

### 3.2.1 河川の維持の目的

河川の維持については、河川の特長や整備の段階を考慮し、さらに「洪水や高潮等による災害の発生防止又は軽減」、「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」及び「河川環境の整備と保全」等の観点から総合的に判断し、洪水時や渇水時だけでなく、川の365日を対象として、平常時から河川の有する機能が十分に発揮できるようにすることを目的とする。

### 3.2.2 河川の維持の種類及び施行の場所

#### (1) 河道の維持

河道を維持するために、河川を定期的に巡視し、治水上の支障となる堆積土砂の除去等の適切な対策に努める。なお、実施にあたっては、動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮し、瀬・淵の形成や水際の植生など多様な自然環境となるように努める。

#### (2) 河川管理施設の維持

堤防や護岸、排水機場等の河川管理施設を維持するために、日常点検や出水後の河川巡視を行い、老朽化の進行や異常が確認された場合には、必要に応じ適切な対応を実施する。

排水機場、水門については、長寿命化計画を策定し、その計画に基づき定期的に点検、整備等を行うことにより、施設の延命化を図る。また、必要に応じて施設の機能改善や、施設管理の高度化、効率化を図っていく。

許可工作物については、管理上の支障とならないように、占有者に対して指導・監督を行う。また、地域住民との連携を図り、河川美化の推進に努める。

#### (3) 水環境管理の推進

水環境の適正な保全を図るために、関係機関等と連携し、河川の水量や水質の監視等に努める。また、放水路による一級河川木曾川への放流水質の監視等に努める。

### 3.2.3 河川情報の提供

#### (1) 流域における取り組みへの支援

河川の整備にあたっては、地域住民の理解と協力が不可欠であるため、地域に対して河川に関する各種情報を提供する。また、関係機関と連携し、地域住民の維持管理への積極的な参加を促すための機会づくりに努める。

#### (2) 防災情報の提供

洪水等による被害の軽減を図るため、日光川では、名古屋地方気象台と連携し、「洪水予報河川」に指定し、水位の危険レベルに応じ洪水注意報・警報を発表しており、また、蟹江川、福田川、領内川では、「水位周知河川」に指定し、避難判断水位を水

防管理者等に通知する等、雨量や河川水位等の防災情報を迅速かつ的確に関係機関へ提供し、水防活動を支援する。さらに、地域住民が余裕を持って避難できるように、インターネット等を通じて情報を提供する。

災害時のみならず平常時から、地域住民の防災意識の向上を図るため、関係市町村の洪水ハザードマップの作成支援、水防体制の強化、水害に対する新たなソフト対策として『みずから守るプログラム』の実施等、これまでの洪水や高潮との闘いの歴史を踏まえた啓発活動及び関係機関や地域住民との連携に努める。

#### **3.2.4 排水調整の実施**

洪水の発生に伴う堤防決壊による流域内の甚大な被害発生を防ぐため、昭和 52 年に排水調整ルールが決められたが、その後の気象状況の変化、河川改修の進捗、排水ポンプの設置状況等を踏まえ、排水ポンプ操作ルールの適正な見直しが行われた。平成 22 年 7 月 1 日より新操作ルールに従って排水調整を実施している。

さらに、今後も河川改修の進捗、情報通信技術の進展等を踏まえて、排水調整ルールの適正な見直しを図っていく。